

① 学校でのクマ対策

(学校教育課)

教育大綱	学習環境の充実
基本方針	子どもの安全・安心の確保と学習環境の充実を図ります
現在の状況	・通学支援（スクールバス、バス定期券補助）利用の児童生徒以外は、徒歩または自転車で通学している。 （通常時から保護者送迎の児童生徒もいる。） ・児童生徒は登下校の際、熊鈴を必ず使用する。 ・学区内で熊の目撃があった際は、児童生徒への安全指導を行い、保護者への情報提供及び注意喚起の一斉メールを行う。 ・屋外での活動、校外活動において、対策を講じながら可能な範囲で実施していく。（緊急時は延期、中止とする。） ・A L S O Kによる通学路や校舎へのクマの接近及び侵入防止を目的とした巡回及び忌避作業の実施（県保健体育課事業） ※熊出没時の対応については、別紙参照
今後の展望 (計画)	・登下校においては、保護者の協力を得ながら、児童生徒が安全に登校できるよう配慮していく。 ・スクールバスの乗車に関しては、令和7年度からの弾力的な運用により、冬期バスの要件で児童生徒の乗車を可としている。今後も、これを継続していく。 ※本市のスクールバスは、へき地児童生徒援助費等補助金により購入したバスがほとんどであり、学校統合により遠隔地から通学する児童生徒がスクールバスを利用している。よって、統合していない学校は、登下校でスクールバスを使用することができない（山田小学校）。

① 学校でのクマ対策

(学校教育課)

熊の出没にかかる対応について (R8.9.1 改訂版)

【前提として】

- ・児童生徒は登下校の際、熊鈴を必ず使用（鈴音が鳴るように）する。
- ・学区内で熊の目撃があった際は、児童生徒への安全指導を行い、保護者への情報提供及び注意喚起の一斉メールを行う。

【指示内容 1】(学区内で熊の目撃があるとき)

- ・登下校
 - ①目撃場所や地域の実情に応じて、大人の送迎や見守り等により、児童生徒が一人にならないよう配慮する。
 - ②スクールバス乗降場所においても、①の対応と同様とする。
- ・屋外での活動
 - ③屋外での授業（校外活動を含む）、休み時間での外遊び等は安全を確認した上で行う。
 - ④屋外での部活動は、児童生徒の安全を第一に考え、複数の指導者または大人等による見守りができる場合に限り、行ってもよい。
 - ⑤屋内での部活動は、行ってもよい。
 - ※部活動等で他施設への移動がある場合は、目撃場所や地域の実情に応じて、大人の送迎や見守り等により対応する。

【指示内容 2】(学校付近及び学区内で頻繁に熊目撃及び熊出沒があるとき)

※本緊急時対応は、熊の目撃情報が減少するまで継続することとする。

- ・登下校
 - ①大人の送迎で対応する。
 - ②スクールバス乗降場所には、大人が付き添う。
 - ※登校時、自宅から乗降場所に大人が付き添えない場合は、学校まで大人に送ってもらう。
 - ※下校時、乗降場所から自宅に大人が付き添えない場合は、スクールバスには乗らず、学校まで大人に迎えに来てもらう。
 - ※スクールバス降車時、乗降場所に大人がいない場合は、児童生徒を降ろさず学校まで戻り、大人に迎えに来てもらう。
- ・屋外での活動
 - ※【指示内容 1 ③～⑤】と同様
 - ※部活動等で他施設への移動がある場合は、大人の送迎で対応する。

② いじめ防止対策と不登校への対応

(学校教育課)

教育大綱	学習環境の充実
基本方針	子どもの安全・安心の確保と学習環境の充実を図ります
現在の状況	いじめ防止対策 (1) 未然防止対策 ・生徒指導の4つの視点を生かした教育活動の推進 ・命を大切にする心、他人を思いやる心など、豊かな人間性を育むための道徳教育の充実 ・デジタルシチズンシップ教育や情報モラル教育の充実 ・各校の実情に応じた「いじめ防止等のための基本方針」の作成 ・校長会、教頭会を通じた研修・情報交換の実施 (2) いじめ対応 ・本市の方針「いじめ」の定義に基づき「いじめ」を正確に認知し、「いじめの未解決事案をなくす」ことを目指す。 ・定期的な調査(月1回)によるいじめの早期発見、早期対応及びいじめ事案対応についての市教育委員会への報告。 ・関係職員による速やかな情報共有、組織的な対応、必要に応じた関係機関(警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)との連携・専門的知識を有する外部人材等を委員とする「いじめ問題対策連絡協議会」の開催(年2回) 不登校 (1) 自己指導能力を育む積極的な生徒指導の推進 ・生徒指導の4つの視点を生かした教育活動の推進 ・児童生徒の自己指導能力の育成に向けた研修会の実施 ・児童生徒(小学校5・6年生、中学校1～3年生)の学校生活意識調査(7月、12月)の実施 (2) 不登校の未然防止、早期発見、早期対応 ・不登校実態調査(4月、9月、2月)の実施 ・教職員、スクールカウンセラー、心の教室相談員(皆中、

	東小：週 1 回）による教育相談体制の充実 ・ 湯沢市教育支援センター「そよ風教室」の機能強化 【不登校児童・生徒数】 ・ R 5：小学校 3 名、中学校 27 名、計 30 名 ・ R 6：小学校 14 名、中学校 24 名、計 38 名 ・ R 7：小学校 15 名、中学校 30 名、計 45 名
今後の展望 (計画)	いじめ対策 【課題】 ・ スマホや 1 人 1 台端末（GIGA スクール構想）の普及に伴い、全国的にインターネットや SNS を介した「ネットいじめ」が社会問題となっている。 【展望】 ・ これまでの対応を一層充実させると共に、デジタルシチズンシップ教育や情報モラル教育の充実により、「ネットいじめ」事案の未然防止に努める。 不登校 【課題】 ・ 不登校児童生徒（30 日以上の欠席）は、小学校において増加傾向にある。 ・ 中学校では、学校に登校することはできるが教室に入ることができない生徒が一定数いる。各校に別室（校内教育支援センター）を整備しているが、常駐できる教職員がいないため、対応に苦慮している。 【展望】 ・ 湯沢北中学校校内教育支援センターに相談員 1 名を配置。（湯沢南中学校の校内教育支援センターに相談員を常駐させたことで、教室に入ることができない生徒が自分のペースで登校し、学習を進めることができるようになった。湯沢北中学校に相談員を配置することで、同様の効果を期待する。）

③ 部活動地域展開

(生涯学習課)

教育大綱 基本方針	生涯学習の推進／スポーツの振興 生涯にわたって生きがいをもち、主体的に学べる 多様な学習の場を提供し、充実を図ります 世代や目的に応じてスポーツに親しみ、 にぎわいのあるまちを目指します
現在の状況	●運動部 令和5年度に部活動地域移行(展開)コーディネーターを配置。 令和6年度秋季大会以降、「剣道・柔道・陸上競技」の3競技が休日の地域展開を開始した。 令和7年度には、「卓球、バレーボール、バスケットボール、女子ハンドボール」の4競技が地域クラブとして活動を開始し、運営はスポーツ協会傘下の競技団体を中心に、教職員の兼職兼業制度も活用しながら活動を行っている。 令和8年度においては、男子ハンドボールが東北大会終了後に活動の開始を予定しており、また、野球については、秋季大会後を目途に地域クラブでの展開を予定している。 これにより、計画していた8競技19地域クラブが休日に活動する体制となる見込みである。 ●文化部 【吹奏楽部・合唱部】 吹奏楽部は市内5中学校を4拠点、合唱部は1拠点とする拠点校方式での地域クラブ化を検討している。運営団体は「音楽のまちゆざわ推進協議会」とする方向で協議を進めており、指導者には部活動指導員、指導を希望する教員及び地域人材を想定している。 今年秋以降の活動開始を目標に、現行の活動を基本としながら段階的な移行を予定しており、現在は各校の練習状況、休日の練習場所等について検討している。 【吹奏楽部、合唱部以外(美術・科学・家庭・総合文化)】 部活動地域展開コーディネーターを中心に、今年度から本格

	的な検討を開始している。運営団体及び実施主体については、市直営とする方向で制度設計を進めており、活動日時や活動場所等について、学校側の意見を聞きながら検討を進めている。 指導者については、教員OBを含む地域人材及び指導を希望する現職教員を想定している。
今後の展望 (計画)	●運動部 指導者の安定確保、活動場所の調整、財源確保などの課題に対応し、活動の質の向上と体制の充実を図るとともに、平日の地域展開も見据え、関係団体との協議を進めていく。 また、「認定地域クラブ」の要件整備を進め、教育的意義を継承しつつ持続可能な仕組みづくりに取り組む。 ●文化部 【吹奏楽部・合唱部】 各校の実情や関係者からの意見を踏まえて制度設計を具体化し、生徒や保護者への説明を重ねながら、今年秋以降の活動開始を目指す。最終的には、学校と地域が連携して音楽活動を支える体制を構築し、生徒の継続的な活動機会を確保するとともに、地域の音楽文化の振興と「音楽のまちゆぎわ」のさらなる発展につなげていく。 【吹奏楽部、合唱部以外（美術・科学・家庭・総合文化）】 現在の活動状況、生徒のニーズ、指導者の確保状況、教職員の勤務時間、学校施設の使用条件等、様々な事柄を総合的に勘案し、実施に必要な運営・制度設計を具体化する。 将来的には、生徒のニーズを踏まえ、現在の部活動内容に限定することなく、新たな活動を柔軟に取り入れることも検討する。生徒が多様な文化活動に継続的に参加できる機会を確保するとともに、地域の人材や施設を生かしながら、専門性と継続性を備えた持続可能な地域クラブ活動の展開を目指す。

④ 複合公共施設「Yuinas」のオープン後の姿

(複合公共施設開設準備室／文化財保護室)

教育大綱 基本方針	生涯学習の推進／文化財の保存・活用・継承 生涯にわたって生きがいをもち、主体的に学べる 多様な学習の場を提供し、充実を図ります 郷土の歴史文化に触れる機会の充実に努め、 地域への愛着と誇りを育てます
現在の状況	複合公共施設 Yuinas（ゆいなす）は、令和 8 年 11 月 22 日の開館に向けた準備が最終段階にあります。建設工事は令和 8 年 9 月 30 日に完了し、現在は引っ越し、職員研修、運営マニュアル整備など、開館に向けた体制づくりを進めています。 文化財の保存・活用・継承の指針とする第 2 期湯沢市文化財保存活用地域計画が 12 月に文化庁から認定される見込みです。
今後の展望 (計画)	① 基本コンセプト 「人とまちと文化の未来を照らす」を理念に、多世代が集い、学び、憩い、交流する“にぎわい拠点”として、地域の魅力向上と活性化をめざします。 ② 運営方針（5 つの柱） (1) 学びの場、遊べる場の創出 (2) 文化を守り、新しい価値を創出 (3) 祭りや音楽を中心とした賑わい (4) まちの持続性・発展性の実現 (5) シビックプライドの醸成 ③ 各機能の目指すべき姿 (1) 生涯学習機能 湯沢市の生涯学習拠点として、新しい学びの機会を提供し、学びを通じた交流によって地域の活性化に寄与します。子どもから成人まで幅広い年代に向けた多様な講座を展開し、駅前立地を生かして市内の生涯学習施設と連携するハブ拠点として、市全体の魅力発信を進めます。 (2) 子育て支援機能 子どもが安心して遊べる安全な環境を整え、親子の交流を促進するとともに、相談支援を通じて子育ての不安を軽減しま

	す。こども家庭センターと連携し、気軽に相談できる体制を整備しながら、ライフスタイルに合わせた安全な預かり事業を提供します。さらに、ファミリーサポートセンター事業の利用促進を図り、地域で子どもを育てる環境づくりを進めます。 (3) 歴史資料展示機能 湯沢市の歴史文化に気軽に触れられる学びの場をつくり、図書館や生涯学習機能、地域の文化団体と連携して企画展や体験事業を展開します。歴史文化と観光の結節拠点として、市民の郷土学習を支え、来訪者を増やすきっかけを生み出します。 (4) 市民活動支援機能 地域団体や NPO、ボランティアなど多様な自主活動を支援し、市民による活力あるまちづくりを促進します。あわせて、新たな市民活動の芽を見つけ、情報提供や仲間づくりを通じて立ち上がりを後押しします。 (5) 図書館機能 湯沢の学びと交流を支える情報拠点として、複合施設の各機能と連携しながら、市民に読書の機会を広げていきます。 また、自動貸出機の導入により混雑緩和や利用者のプライバシー保護を図り、気軽に本が借りられるサービスの提供に努めます。 ④ 自主事業について 本施設は湯沢市の玄関口として、中心市街地の活性化とにぎわい創出を担う拠点です。市民が気軽に立ち寄り交流できる場となるよう、各機能を連携させながら質の高いサービス提供を目指します。そのため、これまでの指定管理者の運営実績を活かし、施設独自の自主事業を積極的に展開します。 ⑤ ゆいなすによる文化財の保存・活用・継承 湯沢市文化財保存活用地域計画で重点方針としている「展示施設のネットワーク化の推進」において、本施設をセンター拠点と位置付け、既存の展示施設との相互連携を深めます。 また、古文書等の温湿度管理が必要な資料を収蔵できる収蔵庫を設け、三梨地区の文化財保管庫とともに文化財の適切な保存・管理を進めます。継承についても、無形民俗文化財を映像等で紹介するほか、発表の場を設けるなど、より身近に感じられる取組を進めていきます。
--	--

(2) 業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況について

(学校教育課)

現在の状況	・令和7年6月成立の改正給特法により、教育委員会は教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を義務付けられ、湯沢市においても、今年4月に「湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を【別紙2】のとおり策定している。 ・令和7年度、時間外在校等時間において、月45時間未満の教職員の割合は約80%であり、年間360時間未満の教職員の割合は約34%である。 (R6：月45時間未満79%、年間360時間未満28%) (R5：月45時間未満59%、年間360時間未満31%) ・「湯沢市小・中学校 業務改善計画R7～R8」に基づき、具体的な取組①～④を実施している。 ① 働きやすい学校環境の整備 ② 校務効率化に向けたICTの活用 ③ 教職員をサポートする専門スタッフの活用 ④ 部活動指導の負担軽減 ・各校毎の業務改善計画を作成し、実施する。
今後の展望 (計画)	・「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを図る。 ・校長会、教頭会を通して、適宜時間外在校等時間について公表し、自校の取組に反映できるようにする。 ・令和9年1月末に「時間外在校等時間に関する目標」と「ワークライフバランスや働きがい等に関する目標」について、各校の実践内容及び成果・課題の報告を基に、市全体の成果・課題を確認する。 ・年度末に、各校における効果的な取組実践等を共有し、次年度に向けた業務の見直しに向けた助言を行う。 【教職員の時間外在校等時間に関する目標】 ① 時間外在校等時間（月45時間未満、年間360時間未満） ② 教職員の最終退校時刻（小学校19:00、中学校19:30）

湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・
健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

湯沢市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

現代の教育現場は、多様化する子どもたちの学びのニーズや保護者の期待、そして地域社会からの要請に応えながら、変化の激しい社会に適応した教育を実現するという重要な使命を担っている。その一方で、教職員は多忙な日々を送り、業務量の増加や時間外労働の問題、さらには心身の健康への影響が課題として顕在化している。こうした状況を改善し、教職員が子どもたちと向き合う時間をより確保し、質の高い教育活動を実現するためには、教職員の業務負担を軽減し、働きやすい職場環境を整備することが急務である。本計画は、市立学校の教職員一人一人がやりがいをもって本来の職務に専念できる環境を整備し、すべての子どもたちのよりよい成長につながる学校教育を実現するために策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「湯沢市立小・中学校業務改善計画」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（4月～12月）】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月26.4時間	14%	0%
中学校	月34.0時間	26%	5%

○月平均超過勤務時間（前超勤なし）が45時間未満の教職員が、小学校では86%を越えている状況である。

○平均超過勤務時間（前超勤なし）が80時間を越える教職員が、小学校では0%であり、中学校でも減少傾向にある。

●月平均超過勤務時間（前超勤なし）が45時間以上の教職員が、中学校において26%となっており、改善が見られるものの、依然として中学校教員の超過勤務が多い状況である。

●平均超過勤務時間（前超勤なし）が、12月の段階で年間目標値（360時間）を越えている教職員が222人中85人（38.3%）に上っている。

●最終退校平均時刻が、小中学校において目標値を上回っている。

以上を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

①教職員の時間外在校等時間（前超勤なし）

月45時間未満、年間360時間未満を目指す。

②最終退校時刻

小学校で19時、中学校で19時30分

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・市教育委員会は、ストレスチェックや各種健康相談事業等メンタルヘルス対策を実施し、教職員の心と体の健康保持・増進に努める。
- ・校長は教職員に対して、面談等の機会を通じて、ワークライフバランスの充実等の観点から働き方に関する指導・助言を行う。
- ・業務の区切りをつけ、定時で退勤することの意識を高めるため、ノー残業デーを2週間に1回以上設定する。
- ・各種休暇を取得しやすい環境を整備するため、休暇制度や子育て支援に関する情報提供を行う。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- ・地域住民やボランティアの活用を促進し、教師の負担を軽減する。（「3分類」①関係）
- ・本来は家庭や地域社会が担うべき業務や、地域や保護者の期待に過度に答える活動、休日の地域行事への参加・とりまとめ等の業務を削減する。（「3分類」④⑤関係）

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・ICT支援員を配置し、ICT機器の活用に対してのサポート体制を構築する。（「3分類」⑧関係）
- ・地域学校協働活動推進員等を活用し、地域と学校の連絡調整等の業務負担を軽減する。（「3分類」⑪関係）
- ・校内清掃への地域ボランティアの協力を依頼し、負担を軽減する。（「3分類」⑫関係）
- ・部活動指導員を配置し、教職員による部活動指導の負担を軽減する。（「3分類」⑬関係）
- ・休日を中心に部活動を地域のクラブ活動等へ移行し、学校以外の運営体制を構築する。（「3分類」⑬関係）

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・デジタルドリルの導入による教材作成時間の短縮や、ICT教材データベースの活用を図る。（「3分類」⑮関係）
- ・通知表の簡略化（所見欄の字数見直しや発行回数の削減）や学校からの連絡文書等の縮減を積極的に検討する。（「3分類」⑯関係）
- ・市内小中学校で使用している統合型校務支援システムの活用による事務処理の効率化を進める。（「3分類」⑯関係）
- ・十分な教育的効果が望めない業務や行事を廃止するほか、教育的効果に対して時間的負担が大きい業務や行事の在り方を見直す。（「3分類」⑰関係）
- ・会議や研修について開催の在り方、資料のペーパーレス化、オンライン会議の導入、会議時間の短縮について検討する。また、報告や復命の簡略化等を図る。（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による支援体制を構築する。（「3分類」⑭関係）

④ その他の取組

- ・教職員の業務分担に偏りが見られる場合には、年度途中であっても、校務分掌の見直しや負担軽減策を講じる。
- ・留守番電話機能の設置による勤務時間外の電話対応を制限する。
- ・学校からのお便りやアンケート、出欠確認等のデジタル化を図る。（一斉配信ツールやアンケートツール、連絡ツールの活用）
- ・標準授業時数を大幅に上回ることがないように、授業時数の適正化（持ちコマ数の軽減）を図る。
- ・宿題を課したり、放課後の個別指導等を行う場合は、児童生徒の主体的な学習活動となるように工夫するとともに、教職員の超過勤務の要因にならないよう、状況を把握し、見直しや改善を図る。
- ・ノー残業デーの設定や、夏季・冬季の学校閉庁日の拡大による休暇取得を促進する。
- ・外部人材の他、学校支援スタッフの役割分担を明確にした上で、学校運営への参画を図る。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、市校長会等で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、学校運営協議会における協議において、校長が基本的な方針を策定する際、業務量管理・健康確保措置の実施についての内容を盛り込み、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。